

公布された条例のあらまし

◇静岡県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の改正に伴い、引用している条項を改めました。（第1条関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する職員に支給する防疫等作業手当について、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に位置付けられたことに伴い、支給額の特例を廃止しました。（附則第9項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 私服作業等手当のうち、警護対象者の身辺の護衛に係るものについて、作業の特殊性を考慮し、支給額を引き上げました。（第13条関係）
- (2) 遠隔地水上警戒作業手当について、作業の特殊性を考慮し、夜間に作業に従事した場合の支給額を引き上げました。（第21条関係）
- (3) 新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に位置付けられたことに伴い、新型コロナウイルス感染症対処作業手当を廃止しました。（附則第7項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、1の(1)については、令和5年4月1日から適用することとしました。

◇静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法の改正に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 自動車税の種別割について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽

くし、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「グリーン化」）を講ずることとしました。（附則第24項、附則第26項、附則第27項関係）

ア 環境負荷の小さい自動車

(7) 令和5年度から令和7年度までに初回新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度の税率を次のとおり軽減することとしました。

対 象 自 動 車	軽減する税率
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・充電機能付電力併用自動車 ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 	概ね75%

(イ) 令和5年度から令和7年度までに初回新規登録された次の自動車のうち営業用の乗用車又は営業用のキャンピング車について、当該登録の翌年度の税率を次のとおり軽減することとしました。

対 象 自 動 車	軽減する税率
<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車又は平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車であって、令和12年度燃費基準値の90%以上の燃費性能のものうち、令和2年度燃費基準値以上の燃費性能の自動車 ・一定の排出ガス性能を満たすクリーンディーゼル乗用車 	概ね75%

(ウ) 令和5年度及び令和6年度に初回新規登録された次の自動車のうち営業用の乗用車又は営業用のキャンピング車について、当該登録の翌年度の税率を次のとおり軽減することとしました。

対 象 自 動 車	軽減する税率
<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車又は平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車であって、令和12年度燃費基準値の70%以上の燃費性能のものうち、令和2年度燃費基準値以上の燃費性能の自動車 ・一定の排出ガス性能を満たすクリーンディーゼル乗用車 	概ね50%

イ 環境負荷の大きい自動車

令和5年度から令和7年度までに初回新規登録から次の年数を経過した自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール等自動車及び電力併用自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その翌年度以後、税率を次のとおり重くすることとしました。

対 象 自 動 車	重課する税率
初回新規登録から11年を経過したディーゼル車	概ね15%
初回新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車	

(2) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例及び静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

租税特別措置法等の改正に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県事務処理の特例に関する条例
- (2) 静岡県手数料徴収条例

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等の基準を定める条例の一部を改正する
条例

1 改正の理由及び内容

道路交通法の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。